

MIO東近江 規約

第1条(名 称)

当クラブの名称は MIO東近江ジュニアユース と称す。

第2条(所 在 地)

本クラブは、滋賀県東近江市三津屋町29-21 マミーショッピングセンター2Fに事務所を置き、東近江市内のグラウンドを活動の拠点とする。

第3条(目 的)

本クラブは、サッカー技術の向上及び普及に努めつつ、サッカーを通じてスポーツへの正しい理解を深め、健全な心身の育成と強化を図り、自身の成長を目指し続ける選手の育成を目的とする。

第4条(入会資格)

本クラブに入会できるものは、本クラブに定められた資格に該当し、本クラブの規約に遵守する者である。

練習時間内は真剣に練習に取り組める選手である事。

本人及び法定代理人(親権者又は後見人)が本クラブの目的に賛同し、且つ、本規約ほか本クラブ諸規則を順守する旨を誓約すること。

加盟登録をMIO東近江で行う。

第5条(入会費・会費)

本クラブ会員は、本クラブの運営に必要な会費を納めるものとする。

月会費 10,000円

入会費 5,000円

年会費 5,000円(スポーツ保険、個人登録料、事務手数料含む)

但し、年度始め以降の入会時の年会費は以下の通りとする。

4月～7月 5,000円

8月～11月 4,000円

12月～3月 3,000円

★月会費・入会費についての補足

月会費は当月分を指定口座より引き落としとする(入会時に2カ月分の月会費を振込にて納入する事。)

一旦納入頂いた入会費・年会費・月会費は理由のいかんを問わず返金いたしかねます。

入会費は入会申し込みと同時に納入とする事。

退会を希望する者は、退会希望日の属する前月の20日までに担当コーチに申し出をし、必要事項の提出を行う。

兄弟で入会されている方におきましては、月会費に限り2人目より20%引きとします。

年会費は毎年4月に徴収するものとする。

第6条(休会条件)

休会する場合以下の手続きを行わなければならない。

規定の休会届けに、休会される月の前月の20日までに必要事項を記入し提出する事。

年度内において休会期間は2カ月を限度とし、月会費は発生しない。しかし2カ月を超える場合においては月会費を徴収する。但しその場合においても例外を認める場合がある。

第7条(退会条件)

本クラブ会員の退会意思と保護者の退会意思を確認した場合に退会を認める。

規定の退会届けに退会される月の前月の20日までに必要事項を記入し提出する事。

第8条(遠征・合宿費)

遠征・合宿などは移動費用、宿泊費用を別途徴収致します。

第9条(中止の場合)

気象状況など(警報)による中止および本スクールが中止と判断せざる得ない場合は中止するものとする。

但し、弱雨天の際は基本的に活動する。

第10条(選手選考)

大会等に参加する選手選考については、すべてスタッフに一任するものとする。なお、選手選考は学年を問わず行うものとする。

第11条(所属団体の重複について)

本チームでの選手登録をするため他チームでの選手登録は認めない。

ただし選手登録を行わない上での他チームや部活動への参加は可とする。

第12条(保 険)

本クラブ会員は、入会と同時にスポーツ安全保健へ加入する事。

前項の保険に関する費用は本クラブが年会費より負担する。

本項(1)の保険の手続きは、本クラブが一括して代行するものとする。

第13条(禁止事項)

本クラブ会員は、以下の事項を禁止する。

本クラブの内部事情を第三者に開示する事。

本クラブの秩序、風紀を乱す行為。

その他本クラブの名誉または利益を害する行為。

第14条(負傷時の処置)

本クラブの活動中に起きた負傷事故については、本クラブで応急処置を行うが、その後の処置については保護者が責任を負う事とする。

前項の応急処置の治療ないし療養に要する費用は、すべて本クラブ会員の負担とする。但し規定の範囲内において第12条の保険で給付を受けることができる。

第15条(除名)

①本クラブは本クラブ会員に対し、以下の事項に該当する場合、本クラブ会員を除名することができる。

本規約に違反したとき。

刑罰法規に抵触する行為を行ったとき。

会費を2カ月以上滞納したとき。但し事前に本クラブに承認を得ている場合はその限りではない。

事前の届け出なく1カ月以上にわたり練習への参加を怠ったとき。

②前項に基づき本クラブ会員を除名した場合、本クラブは本クラブ会員に対し、一切の責任を負わない。

第16条(免責)

本クラブ会員は、本クラブにおける盗難、傷害その他の事故について本クラブ等に何らかの障害賠償を求めない事。

第17条(附則)

本クラブは、必要に応じ、随時本規約を改正することができるとともに、本規約の定めのない事項について細則を定めることができる。

第18条(施行)

本規約は令和3年4月1日から施行する。